

## 任期付職員の募集について

令和 7 年 11 月 28 日  
経済産業政策局投資促進課

経済産業省経済産業政策局投資促進課では、国際租税制度に関する OECD 等における国際的な議論の動向等について調査及び分析を行うとともに、国際的な議論等を踏まえて国内制度改正等が行われる場合等には、我が国企業の国際競争力の維持・強化が阻害されないよう、関係省庁及び産業界等との調整しつつ、必要な企画立案や税制改正要望等を実施しております。

当課では、これらの業務を担当する職員を募集しております。希望者は下記の要領で応募してください。

### 記

#### 1. 応募資格

法曹、公認会計士又は税理士の資格を有する者で、税務実務の経験を有する者、その他税法一般に関する専門知識・経験を有し、業務に関心を有する者。日本国籍を有すること。なお、外国子会社合算税制、移転価格税制、外国子会社配当益金不算入制度、租税条約、グローバル・ミニマム課税等、国際課税制度に関連する知識や、諸外国の税制に関する知識、税務面での実務経験があれば、好ましいものとして考慮する。

※次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
  - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ②一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
  - ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

#### 2. 募集人数

1名

### 3. 採用期間

令和8年2月以降、2年間を予定（延長の可能性あり。本人の希望を考慮して調整。）。

### 4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、任期付の国家公務員として採用します。給与は、実績等を考慮の上、決定します。勤務地は経済産業省本省（東京都千代田区霞が関）です。通常の勤務時間は9：30～18：15（週5日、土日祝日を除く）となりますが、本人の希望に応じて、その他の勤務時間区分も選択可能です。

### 5. 業務内容

以下の（1）～（3）の業務範囲を想定していますが、全体の業務の状況、本人の希望等を踏まえて決定します。業務には英文資料の読解や作成を含みます。

（1）国際租税制度に係るOECD等における国際的な議論の動向等について、市場国への新たな課税権の配分等（ピラー1）及びグローバル・ミニマム課税（ピラー2）に関する2021年10月の合意を踏まえ、多数国間条約の策定状況や各国における国内法制化等の状況を調査及び分析するとともに、国際的な議論を踏まえて国内制度整備が行われる場合には、我が国企業の国際競争力の維持・強化が阻害されないよう、関係省庁及び産業界等と調整しつつ、必要な企画立案や税制改正要望等を行う。

（2）外国子会社合算税制をはじめとする我が国の国際租税制度について、これまでの税制改正等の経緯及び内容等を踏まえつつ、我が国企業の国際競争力の維持・強化が阻害されないよう、関係省庁及び産業界等と調整しつつ、必要な企画立案や税制改正要望等を行う。

（3）その他、各種税制改正等に関する必要な対応等を行う。

### 6. 応募方法

①履歴書（写真貼付）

②職務経歴及び応募理由書（A4判用紙1～2枚程度にまとめたもの。様式自由）  
を郵送又は電子メールにてご提出ください。

### 7. 応募締切

令和7年12月19日（金）（郵送の場合は当日必着）

## 8. 選考方法

書類選考の後、数名の経済産業省職員が面接を行います。面接の連絡は、書類選考を通過した方のみに行います。なお、応募があったものから書類選考を行うため、応募締切以前であっても面接の連絡をすることがあります。

## 9. その他

応募者の秘密は厳守します。応募書類に記載されている個人情報は、本採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。また、応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

## 10. 応募書類の提出、問い合わせ先

経済産業政策局投資促進課 担当：濱、高嶋、押野

〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

電話：03-3501-1511（内線：3181）

E-mail：bzl-s-sansei-toshisokushin●meti.go.jp

※●を@に置き換えてください